

分野

Ⅶ 除染

分野内の整理

1. 除染の時期・進め方について

### 1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・平成24年11月に、国において避難解除準備区域及び居住制限区域の本格除染計画となる「特別地域内除染計画（浪江町）」が策定（H24、25年度の2ヶ年計画）された。しかし、仮置き場の同意などの遅れから、本格除染が遅延しており、平成25年9月に除染の進捗状況についての総点検を行い、年内中に新たな除染計画をまとめることとなった。
- ・中間貯蔵施設、減容化施設、最終処分場の早期整備を求めているが、国の方向性が明確となっていない。このため、放射性廃棄物が仮置き場から搬出されないまま長期間保管されることへの懸念から、仮置き場の同意取得が困難な状況にある。
- ・仮置き場の確保及び同意取得が難航し、本格除染の完了は当初の除染計画期間内（H24～H25）での完了は困難な状況である。
- ・生活圏に近い山林の除染の実施は示されているが、山林全体の除染については方向性が示されていない。山林全体を除染するよう、研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と実現を国に要請している。

### 2. 部会での議論の概要（課題）

- ・国に対し、中間貯蔵施設等の町外での早期建設を強く求め、放射性廃棄物の適切な処理を明確化にすることが必要。
- ・ふるさとの再生、立ち入り者の無用な被ばくを避けるためにもしっかりと除染することが必要。
- ・大手ゼネコンの除染作業に対し、町が除染作業の監視をすることも必要。

### 3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ①ふるさとの再生、立ち入り者の無用な被ばくを避けるためには、早急かつ適切な除染が必要であることから、国に対ししっかりと除染を進めることを強く申し入れること。
- ②除染については、長期的な目標として掲げている年間1mSv以下になるまで、繰り返し除染するよう、再度、国に申し入れること。
- ③町は、国が行う除染作業の内容を事前に確認すること。

### 4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①町が国に対して、中間貯蔵施設の早期建設、早急かつ効果的な国直轄除染の実施を引き続き要望。
- ②国直轄除染の除染内容について、町が事前に仕様書などの内容を確認し、問題がある場合は国に強く申し入れを実施。
- ③協定を締結している大学の研究者や現場をよく理解している専門家などに相談しながら進める。